

JIA定款改定について考える 第2回

公益社団法人と一般社団法人の比較

JIA定款改定特別委員会委員 森岡茂夫

公益か、それとも一般か？と問われても、恐らくほとんどのJIA会員は戸惑うことでしょう。公益社団法人と一般社団法人は具体的に何が違うのか？二つの法人形態以外に選択肢は無いのか？そもそも、なぜ今までのように社団法人のままではいけないのか？今号では、それらについて考えたいと思います。

建築家の団体が社団法人になったのはいつか？

公益法人制度は、1896(明治29)年の民法制定時に創設されましたが、わが国では「公共」は「官」が担うという考えがあり、公益法人の設立も主務官庁の許可と指導監督が必要とされました。欧米のように、公共の仕事の中で民間が対応しきれないものを官が担うという発想とは大きく異なります。

改正前の民法第34条(公益法人の設立)

学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

建築家の団体が初めて社団法人の許可を受けたのは、1928(昭和3)年です。1914(大正3)年に辰野金吾らが、わが国で初めて建築家の職能団体である全国建築士会を創立し、日本建築士会に改名した後、社団法人日本建築士会として公益法人の許可を得ました。

なぜ社団法人のままではいけないのか？

2008年12月1日より公益法人制度改革を目的とする法律「公益法人制度改革関連3法」が施行されました。旧来の公益法人は、国や地方公務員の天下り先の温床となっていることや、補助金や委託

費などの税金の無駄遣いが世論に批判されてきました。それを正すために、主務官庁制を廃止し、国からの圧力を一切排除しようというのが公益法人制度改革の最大のポイントです。

公益法人制度改革関連3法

- 1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (法人法)
- 2) 公益・社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (認定法)
- 3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (整備法)

新しい法律が施行された今、JIAのような旧法による社団法人は、法的には「特例民法法人」と位置づけられ、2013年11月30日までに新たな法人形態を選ぶか、あるいは解散することが求められています。その中身は次のようになっています。

- 1) 現行の公益法人は特例民法法人とし、2008年12月1日の法律完全施行日から5年以内(2013年11月30日まで)に新制度に移行する。
- 2) 新制度で認定されるまで、特例民法法人は2013年11月30日までは旧来の名称を使用し、従来の主務官庁が監督する。
- 3) 2013年11月30日までに公益性の認定や移行許可を受けない場合は、11月30日をもって解散したものとみなす。
- 4) 2013年11月30日までに申請している法人は、認定または許可などの処分がされるまでは特例民法法人として存続する。



森岡茂夫

和歌山県生まれ
1976年 東海大学工学部建築学科卒業
1988年 JIAに加入
1993年 森岡茂夫建築工房設立
2001年 有限会社アルフィ建築デザインを設立し、現在に至る。

JIA本部の20周年記念大会副実行委員長・JIA版設計監理契約書執筆・災害対策委員・建築家のあかりコンペ実行委員長・設計業務環境改善委員・関東甲信越支部の副幹事長・広報委員長・住宅部会長などを歴任。
2009年度から本部理事、神奈川県地域会代表に就任の予定。

公益社団法人とは

一般社団法人と公益社団法人に共通するのは、従来の社団法人と同じようにどちらも「非営利」ということです。かつ、公益社団法人の場合は以下の条件を満たす必要があります。

- 1) 事業の目的は、不特定多数の者の利益の実現を目的とする。(公益目的23事業)
- 2) 法人の認定は内閣総理大臣および都道府県知事が行う。
- 3) 有識者からなる合議制の委員会が行政庁から諮問をうけ、公益性を認定する。
- 4) 公益認定の要件は、公益目的事業支出が全支出の50%以上であること。

$$\frac{\text{公益目的事業}}{\text{公益目的事業} + \text{収益事業} + \text{管理費}} \geq 50/100$$

このように、公益社団法人は公益目的事業を行い、その公益目的事業に掛る支出が全事業費の50%越えていることを毎年、認定委員会がチェックします。

公益目的事業とは次に示す23の事業です。

公益目的23事業

- 1) 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 2) 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 3) 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5) 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 6) 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 7) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業

- 8) 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 9) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 10) 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 11) 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 12) 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 13) 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 14) 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 15) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 16) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 17) 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 18) 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 19) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 20) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 21) 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 22) 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 23) 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

果たして、JIAのこれまでの活動は上述する公益目的23事業への支出が全事業費の50%を越えているかどうかを精査する必要があります。もし、公益社団法人になった後で認定の取消しや解散したときは、保有している財産を他の公益法人や国・自治体に贈与しなくてはなりません。

一般社団法人とは

公益社団法人が「不特定多数の者の利益＝公益」の実現に重点を置いているのに比べ、一般社団法人は非営利であれば公益でも共益であっても事業の目的は問いません。一般社団法人の主な特色は次のようになっています。

- 1) 団体の公益性は問わず、登記だけで設立可能。
- 2) 社員2名以上で設立可能で設立時の財産保有規制は設けない。
- 3) 原則課税のグループと原則非課税グループに区分される。

公益社団法人に比べ一般社団法人は認定機関の認定が必要なく、毎年、認定基準をクリアする必要もありません。また、公益社団法人と同様に一般社団法人も公益目的事業については原則非課税です。

違いといえば、みなし寄付制度と寄付してくれた相手の優遇措置ぐらいなので、一見良いことづくめようです。しかし、執筆の時点ではまだ新制度による公益社団法人も一般社団法人も設立されていません。

従って、公益と一般のそのブランド力にどのような差があるかは、現時点で誰も予測することができません。もし、JIAが一般社団法人を選んだ場合、市民社会から公益性がある団体として信用されるかどうかは不明なのです。

新たな法人形態を決める前に

公益＝不特定多数のための利益
共益＝会員のための利益

会員の中には、社団法人は公益法人なのだから、次の法人形態も公益社団法人しかあり得ないという意見があります。また、建築家という職能はそもそも公益性があるから、共益のための事業もすべて公益事業だ、したがって公益社団法人の認定は受けられるはずだという考えもあります。

そのような考え方に対し、2000年5月31日に開かれた通常

総会において、北代禮一郎元会長は異を唱えました。総会後に提出された北代氏の論文の表題は「JIAは建築家のための団体である」とあり、JIAは「不特定多数の利益のための事業を行うための団体」ではない、と主張しています。しかし、その後公益法人制度改革の中身は二転三転し、北代氏が異を唱えた外部理事の導入要件もその後無くなりました。また前述の通り、「不特定多数の利益のための事業」＝公益目的23事業の中身ははっきりしました。まずはそのことをしっかり認識し、議論する必要があります。

1925（大正14）年、先述した日本建築士会は「建築士法案」を議会に提出しています。この法案は、欧米のアーキテクト法のような職能法を目指すものでした。もし、そのとき建築家法が実現していたら、日本弁護士連合会や日本公認会計士協会のように職能法に基づく団体としてこの度の制度改革とはまったく無関係でいたでしょう。

しかし、どうでしょうか、もしかしたら旧来の主務官庁制による社団法人よりも、認可という高いハードルがあるとはいえ登記だけで法人になれる現行の制度の方が、先人たちが目指した職能法を実現するチャンスかも知れません。その理由は、主務官庁の指導監督によることなく、自らが目的を定め事業を行うことができるからです。国による「公益法人」というお墨付きは失いますが、本来プロフェッションに必要な自主自立した自由と責任を自らが定めることができる大きなチャンスでもあります。もちろん、その時に必要なのは、建築家に対する市民社会の信頼と応援であることは言うまでもありません。なぜなら、全てのプロフェッションがそうであるように、建築家という職能も社会の信頼があつてこそ成り立つものだからです。

公益かそれとも一般かを議論する前に、社会の信頼を得るために必要な活動は何か？今、そのことが問われています。